

令和7年4月1日改正

うたづちょう
宇多津町

宇多津町でパートナーシップの宣誓を行った方も
申請できるようになりました！！

新婚等世帯家賃補助制度

宇多津町は、結婚等による新生活のスタートを支援するため、宇多津町内の民間賃貸住宅に居住する新婚等世帯に対して家賃の一部を補助します。

宇多津町内の民間賃貸住宅に入居する新婚等世帯への家賃補助制度

◎補助金額

1 世帯あたり **最大 24 万円**（家賃補助月額上限 1 万円×最長 24 か月）

※家賃から世帯全員の勤務先の住宅手当を控除した額が 1 万円に満たない場合は、その額。

※新婚等世帯・・婚姻届を提出又は宣誓証明書等を交付された日の翌日から 2 年以内の夫婦

又はパートナー（提出日又は交付日時点で、ともに満 40 歳未満）

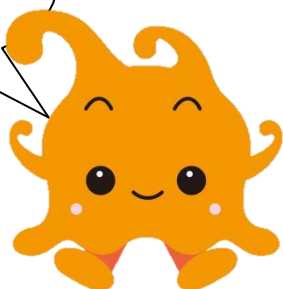
※パートナー・・宇多津町でパートナーシップの宣誓をされ、宣誓証明書等を交付された 2 人。



◎受付期間

令和8年3月13日（金）まで

家賃の補助って
嬉しいね♪



問い合わせ・申し込みは

香川県宇多津町役場 まちづくり課

〒769-0292 香川県綾歌郡宇多津町 1881

TEL 0877-49-8009



宇多津町新婚等世帯家賃補助制度 概要



対象要件 下記すべてに該当すること

- ・申請日時点で、婚姻届を提出した日又は宣誓証明書等を交付された日の翌日から起算して2年以内の夫婦又はパートナーを含む世帯であること
- ・婚姻届出日又は宣誓証明書等の交付日時点において、夫婦又はパートナーともに満40歳未満であること
- ・夫婦又はパートナーのいずれもが町内の民間賃貸住宅（公的賃貸住宅、社宅・官舎・寮等、夫婦の3親等内の親族が所有し、または賃貸借契約している住宅などを除く）に居住し、その住所で同一世帯として住民登録をしていること
- ・申請者本人（夫婦又はパートナーのどちらか）が建物の所有者等との間で賃貸借契約を締結していること
- ・家賃（共益費、管理費、駐車場使用料等は除く）が月額3万円以上であること
- ・公的制度（生活保護、住居確保給付金等）による家賃補助を受けていないこと
- ・夫婦又はパートナーのいずれかが、宇多津町新婚等世帯家賃補助金を受けたことがないこと
- ・夫婦又はパートナーのいずれもが、宇多津町結婚新生活支援事業補助金及び宇多津町東京圏移住支援事業補助金を受けたことがないこと
- ・町税等の滞納がない、家賃の滞納がない、暴力団員でない、暴力団の利益にならないこと

補助金額

- ・家賃補助額の上限は1世帯あたり月額1万円です。ただし、家賃から世帯員の勤務先の住宅手当を控除した額が1万円未満の場合は、その金額となります（千円未満は切り捨て）。
- ・補助対象期間は、交付申請日の翌月から24ヵ月を限度とします。

◎補助金は、原則年2回（4月～9月分を10月、10月～翌年3月分を翌年4月）、実績報告後にお支払いします。

申請手続

申請書（様式第1号）に下記の書類を添えて、窓口に提出してください。

- ☐ 夫婦の記載のある戸籍の全部事項証明書又は宣誓証明書等
- ☐ 世帯全員の住民票（発行日から1月以内のもの）
- ☐ 住宅賃貸借契約書のコピー ☐ 住宅手当支給証明書
- ☐ 世帯全員の町税、国民健康保険税の滞納がないことの証明書（完納証明書など。申請時点で取得できる最新のもの。）
- ☐ 誓約書

☆申請書等様式は、まちづくり課窓口で請求または宇多津町ホームページからダウンロードしてください。

税法上の扱い この補助金は、原則として課税対象です。詳しくは、税務署にご確認の上、申告してください。

